

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 9 月 1 日

株式会社ディー・エヌ・エー

日本テクノシステムズ株式会社

2021年9月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 岡村 信悟



東京都港区芝大門一丁目10番18号

日本テクトシステムズ株式会社

代表取締役社長 砥綿 義幸



株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」といいます。）と日本テクトシステムズ株式会社（以下「日本テクト」といいます。）は、2021年7月2日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、DeNAを株式交換完全親会社、日本テクトを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年9月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行った日本テクトの株主はおりませんでした。

- （2）会社法第785条の規定による手続の経過

日本テクトは、会社法第785条第3項の規定により、2021年7月29日に、日本テクトの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるDeNAの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により DeNA に移転した日本テクトの株式の数は、普通株式 8,360 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) DeNA は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した DeNA の株主の有する議決権の数は、150,000 株であり、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(2) 日本テクトは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 7 月 28 日開催の臨時株主総会の決議による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) DeNA は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の日本テクトの株主名簿に記載された株主に対して、その保有する日本テクトの普通株式 1 株につき、DeNA の普通株式 175.26 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、本株式交換に際して DeNA が割当交付した普通株式の総数は 1,465,173 株でした。

(4)本株式交換により増加した DeNA の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

資本金： 0 円

資本準備金： 0 円

利益準備金： 0 円

以 上